

○ニセコ町除間伐奨励事業補助金交付要綱

平成22年 5 月 7 日訓令第23号

改正

令和 7 年 3 月31日訓令第18号

ニセコ町除間伐奨励事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町における林業の振興及び森林整備を図るために必要な事業に要する補助金の交付について、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第 3 号。以下「補助規則」という。）に定めのあるものを除き、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象経費)

第 2 条 補助金の対象となる経費は、町内民有林の保育のための除間伐に係る経費とする。

(補助金の対象者)

第 3 条 補助金の対象者は、事業主の依頼を受けて森林環境保全整備事業実施要領（平成14年 3 月 29日13林整第885号林野庁長官通知）に基づく事業を行う森林組合、林業協同体、その他町長が認めた林業者等の組織する団体（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、1 ヘクタール当たりの単価を15,000円とし、予算の範囲内で決定する。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助規則の規定に基づく補助金等交付申請書（補助規則別記第 1 号様式）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の配分調書（補助規則別記第 2 号様式）
- (2) 事業予算書（補助規則別記第 3 号様式）
- (3) 事業計画（実績）内訳書（別記様式）
- (4) 事業依頼主との関係を明らかにする書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査によりその目的内容が適正であるかどうかを調査して補助金等の交付を決定しなければならない。

(実績報告及び額の確定)

第7条 補助事業者は、補助事業の完了したときは、次の書類を添えて速やかに補助事業等実績報告書（補助規則別記第8号様式）を提出しなければならない。

- （1） 経費の配分調書（補助規則別記第2号様式）
- （2） 事業精算書（補助規則別記第9号様式）
- （3） 事業計画（実績）内訳書（別記様式）
- （4） その他町長が必要と認めたもの

2 額の確定に当たっては、実績報告書の審査を行うものとする。ただし、実施主体に対する契約書等の書類審査については、必要に応じて実施することとし、現地調査については、森林環境保全整備事業のしゅん工検査をもってこれに代えるものとする。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けた者に対しその決定を取り消すことができる。

2 町長は、既に補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当することになったときは、その補助金の返還を求めることができる。

- （1） 補助金の交付要件を満たせなくなったとき。
- （2） 補助金の交付要件に違反したとき。
- （3） 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

3 前項第1号に該当する場合にあって、その原因が災害等による交付対象者の責めに帰することができない場合又はその他やむを得ない事情により町長が返還の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月31日訓令第18号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第5条、第7条関係）
別記様式（第5条、第7条関係）

事業計画（実績）内訳書

申請 番号	造林者住所氏名	造林地の所在	事業の内容		備考
			面積(ha)	樹種	
小計					
合計					